

## 学校施設整備基本構想の在り方について（案）

平成 25 年 3 月 ● 日

学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議

## はじめに

学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つであります。また、地域コミュニティの拠点であるとともに、地域の防災拠点としても重要な役割を担っています。

学校施設がこのような役割を果たしていくためには、学校施設は常に子どもたちの学習・生活の場としてふさわしい機能を備える必要があるとともに、地域住民の生涯学習等の場、応急避難場所等としての機能も備えておく必要があります。

しかしながら、学校施設の現状は、多様な学習活動等への対応、耐震化や老朽化、バリアフリー化、環境への配慮など様々な課題を抱えていると言わざるを得ません。

学校施設の整備には、多額の費用が必要となるため、こういった課題の克服は容易でないことは言うまでもありません。特に、国、地方の財政状況が厳しい中においては、より一層の計画的・効果的な整備を行わなければ、一向に解決しない課題であります。そのためには、個々の課題に対して個別に対応策を検討するのではなく、総合的に検討を行い、計画的・効果的に学習環境の向上に取り組まなければなりません。

本協力者会議では、まさに今が、第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、1970年代頃を中心に建設された多くの学校施設の老朽化対策に本腰を入れて取り組まなければならない時期であり、また、日本の人口の大幅な減少が予測されている中、日本の児童生徒の減少を見据えて、学校施設の整備を進めなければならない時期でもある、言わば学校施設整備の進め方の転換期であることから、このタイミングで、今後の学校施設整備を計画的・効果的に進めるための方策について提案することとしました。

本報告書では、主として公立の学校施設を対象として、各地方自治体の所管に属する学校施設全体の中長期的な整備方針等を策定する際の基本的な考え方やプロセス、中長期的に目指すべき学校施設像を描く際に参考になると考えられる具体的な整備手法等について示しています。その一方で、複数の私立学校を運営する学校法人において、各学校を計画的に整備する場合にも、本報告書は参考となるものでもあります。目指すべき姿や学校施設基本構想を検討することは、保有する学校が多い地方公共団体はもちろんのこと、保有する学校が少ない地方公共団体においても、質の高い学校施設を整備する上で、また、他の公共施設との連携を検討する上で重要なことであり、幅広い学校設置者において、本報告書が活用されることが望まれます。

なお、学校施設の老朽化対策については、基本的な考え方や推進方策等について、別途検討を行い、「学校施設の老朽化対策について（平成25年3月）」をとりまとめているので併せてご活用ください。

平成25年3月●日

## 目次

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 第1章 背景                           | 1  |
| 1. 学校施設の現状                       | 1  |
| (1) 学校施設の役割                      |    |
| (2) 学校施設の現状                      |    |
| 2. 域内の学校施設全体の整備方針の必要性            | 3  |
| (1) 域内の学校施設全体の整備方針の必要性           |    |
| (2) 域内の学校施設全体の整備方針を策定することによるメリット |    |
| 第2章 学校施設整備基本構想の在り方               | 6  |
| 1. 学校施設整備基本構想の位置づけ               | 6  |
| (1) 学校施設整備基本構想の定義                |    |
| (2) 学校施設の評価との関係                  |    |
| (3) 学校施設老朽化対策ビジョン（仮称）中間まとめとの関係   |    |
| (4) 学校施設整備指針との関係                 |    |
| 2. 学校施設整備基本構想の検討体制               | 9  |
| (1) 関係部局等との連携                    |    |
| (2) 専門家等の参画                      |    |
| (3) コーディネータ的な人材の参画               |    |
| (4) 教職員、保護者、地域住民等の視点の導入          |    |
| 3. 学校施設整備基本構想策定後の公表の重要性          | 12 |
| 4. 学校施設整備基本構想の計画期間、見直し           | 12 |
| (1) 学校施設整備基本構想の計画期間              |    |
| (2) 学校施設整備基本構想の見直し               |    |
| 第3章 学校施設整備基本構想の策定                | 14 |
| 1. 学校施設の目指すべき姿の検討                | 14 |
| (1) 学校施設の目指すべき姿の検討の考え方           |    |
| (2) 学校施設の目指すべき姿の検討への学校施設評価の活用    |    |
| (3) 学校施設の目指すべき姿に掲げる項目等の例         |    |
| 2. 学校施設の目指すべき姿に基づく現状把握           | 15 |
| 3. 学校施設整備基本構想策定の考え方              | 16 |
| 4. 年次計画に落とし込む際の考え方               | 17 |
| 5. 学校施設整備基本構想の有効性                | 17 |

|                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| 第4章 策定プロセスの事例紹介                      | 18 |
| 学校施設整備基本構想の策定プロセスの例                  | 19 |
| 東京都板橋区 「板橋区学校施設あり方検討会報告書」            | 30 |
| 東京都世田谷区 「新たな学校施設整備基本方針」              | 33 |
| 東京都北区 「北区立小・中学校整備方針」                 | 37 |
| 東京都品川区 「品川区学校改築計画指針」                 | 42 |
| 宮崎県宮崎市 「宮崎市学校施設整備基本計画」               | 45 |
| 福岡県嘉麻市 「嘉麻市学校施設整備基本構想」               | 48 |
| <br>                                 |    |
| 参考1 学校施設整備基本構想と学校施設老朽化対策ビジョン等の関係について | 52 |
| 参考2 学校施設整備基本構想の策定プロセスにおける検討体制等について   | 53 |
| 参考3 学校施設評価の報告書において示した5分野             | 54 |
| 参考4 学校施設の目指すべき姿と対応する施設整備の事例          | 55 |
| 参考5 目指すべき姿を検討する際に参考となる資料             | 75 |
| <br>                                 |    |
| 学校施設の在り方に関する調査研究について                 | 76 |
| 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議                |    |
| 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループについて       | 79 |
| 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議及び              |    |
| 教育活動円滑化のための学校施設整備ワーキンググループの審議の経過     | 82 |

## 第1章 背景

### 1. 学校施設の現状

#### (1) 学校施設の役割

- 学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であり、学校教育活動を行うための基本的な教育条件の一つである。
- また、学校施設は、その学校において行おうとする教育を実現するために必要な条件である一方で、学校施設に触発され新しい教育方法への取組が生まれるという面もあり、質の高い教育を行う上で欠かせない要素である。
- そのほか、学校施設は、子どもたちの教育施設であると同時に、地域住民にとってもっとも身近な公共施設であり、生涯学習、文化、スポーツなどの活動の場として利用される地域コミュニティの拠点でもある。
- また、地震等の非常災害時には、地域の応急避難場所として利用される重要な役割を担っており、平成23年3月に発生した東日本大震災の際にも、その重要性が改めて認識された。

#### (2) 学校施設の現状

- 質の高い教育を実現していくためには、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場として、「生きる力」を育むためにふさわしいものとするとともに、十分な防災性、防犯性などの安全性を備えた安心感のある施設環境を確保することが必要である。また、地球温暖化などの環境問題への対応や児童生徒等への環境教育に活用する観点から、環境に配慮した施設整備を行うことが必要である。
- 近年、「学校支援地域本部」や「放課後子ども教室」等といった学校支援ボランティア等の地域住民が学校を支援する取組や、放課後の児童生徒の居場所をつくる動きも進んでおり、また、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域と一体となって子どもたちを育む「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）の取組も進みつつある（図1）。加えて、学校施設はまちづくりの核になるものでもあることから、学校施設の整備に当たっては、学校と地域との連携を進めることや学校施設が地域コミュニティの拠点となりうること、まちづくりとの連携も視野に入れる必要がある。

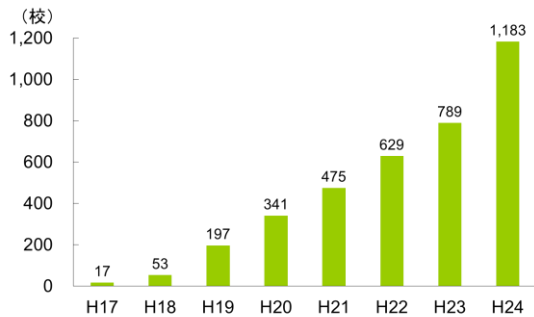


図1 コミュニティ・スクール数の推移

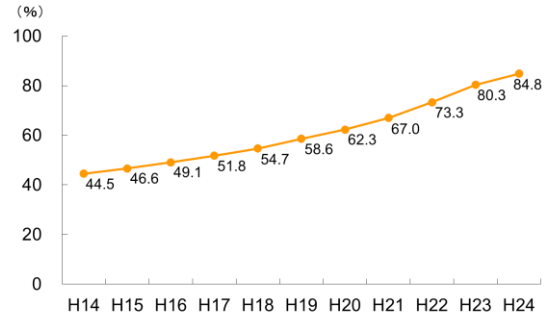


図2 公立小中学校施設における耐震化率の推移

- また、東日本大震災を契機として、学校施設の非構造部材を含めた耐震対策や避難所としての防災機能の強化の必要性が一層認識されてきている。学校施設の構造体の耐震化は進みつつあるものの（図2）、非構造部材の耐震対策率は約3割と対策が遅れているとともに、公立学校の約9割が避難所に指定されているにもかかわらず、備蓄倉庫や浄水装置等の防災機能の整備が十分でなく、今回の震災でも避難生活上様々な課題がみられた。その他、復興に当たって、社会教育施設や福祉施設など他の公共施設との複合化、近接化による学校機能の強化を検討している地方公共団体もある。
- 学校施設に求められる役割が多岐にわたる一方で、学校施設に求められる機能は時代に応じて変化しているため、その変化に対応した機能を維持していく必要がある。例えば、教育水準の維持・向上を図るためには、教育内容・方法の多様化や情報化の進展等の変化に合わせて、絶えず学校施設を高機能かつ多機能な施設環境に整備、維持し、常に教育の場として好ましい状態に維持することが必要である。
- また、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害のある子どもに対し、必要とされる配慮の基礎となる教育環境の整備が求められるとともに、学校施設は地域コミュニティの拠点であり、災害時には地域の応急避難所として地域の高齢者等も利用することからも、学校施設におけるバリアフリー化を進めることが必要となっている。
- しかし、学校施設は、昭和40年代後半から50年代にかけての児童生徒急増期に一斉に整備されたものが多く、その結果、現在、建築後25年以上を経過した公立小中学校施設が保有面積の約7割を占めるなど、老朽化が進行している。

老朽化した施設では、経年劣化により、外壁・窓枠等の落下や、鉄筋の腐食・コンクリートの劣化による構造体としての強度の低下により安全面に問題が生じてくる。また、施設が教育内容・方法の進展に対応できていない、トイレの劣化などにより生活の場としての環境が悪化しているなど機能面での問題も生じており、その改善を図ることが求められている。さらに、学校施設を長く使い続けること（長寿命化）を目指した老朽施設の大規模改修など、建築物としての性能維持のための整備も今後の大きな課題である。

- また、今後も児童生徒数の減少が見込まれる<sup>†</sup>一方で、大都市近郊では、都市化の進展に伴い当面は人口の増加が見込まれる地域もある。このように、今後の学校施設整備を検討するに当たっては、各教育委員会が当該地方公共団体等の区域（以下「域内」という。）の中長期的な子どもの人口動態を踏まえて、学校の適正配置の在り方も含めて検討を行う必要がある。
- 児童生徒数が減少している地域においては、児童生徒数の減少により生じた余裕教室を効果的に活用することや、学校の統合を行う場合には、域内の教育環境を維持・向上させる学校施設を整備することが求められている。

## 2. 域内の学校施設全体の整備方針の必要性

### (1) 域内の学校施設全体の整備方針の必要性

- 教育内容・方法の変化や耐震対策、老朽化等の様々な課題に対して学校施設を効果的、効率的に整備するためには、以下の理由から、各教育委員会の所管に属する学校施設（以下「域内の学校」という。）について、学校施設全体の整備に関する中長期的な方針を策定し、その方針に基づき計画的で一貫性のある整備を実施することが必要であると考えられる。
  - 一 平成 18 年の教育基本法改正以降、国において策定された教育振興基本計画等を踏まえ、地方公共団体においても、その計画等を参酌し、地域の実情に応じ、域内全体の教育振興施策に関する基本的計画を定める動きが活発化している。

---

<sup>†</sup> 国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、日本の 7 歳～15 歳人口は、平成 22 年 10 月 1 日時点の約 1,060 万人（出典：平成 22 年国勢調査）から、平成 69 年（西暦 2057 年）には、現在のおよそ半分にあたる約 530 万人まで減少するとされている。

学校施設は教育活動を行うための重要な基盤の1つであることから、当該計画を達成していくためには、教育（ソフト）と学校施設（ハード）を一体的に考え、教育（ソフト）と同様に学校施設についても、域内の学校施設全体に関する中長期的な整備方針を策定することが重要である。

- 一 昨今の限られた財政状況の一方で、学校施設の非構造部材を含めた耐震対策、長寿命化、時代の変化に応じた学校施設の機能水準の維持向上や学校施設としての基本的な条件の確保など、学校施設が克服すべき課題が山積している。これらの様々な課題に確実に対応していくためには、個々の課題に対して個別に対応策を検討するのでは全ての課題に対応しきれない恐れがある。このため、域内の学校施設全体について、学校施設として目指すべき姿に照らして、域内の学校施設が抱える課題の全体像を的確に把握し、予算状況等も勘案しながら優先順位をつけ、学校施設の機能を高める施設整備を計画的、効果的に進めることが重要である。
- 一 前述したように、日本の人口の減少が見込まれている中、余裕教室の他施設への転用等を含む域内の公共施設全般の適正規模・適正配置の在り方について見直しを行う必要性が高まることが予想されることから、他部局と連携しつつ、域内全体を見通した中長期的な整備方針を策定し、計画的に整備を進めることが極めて重要である。

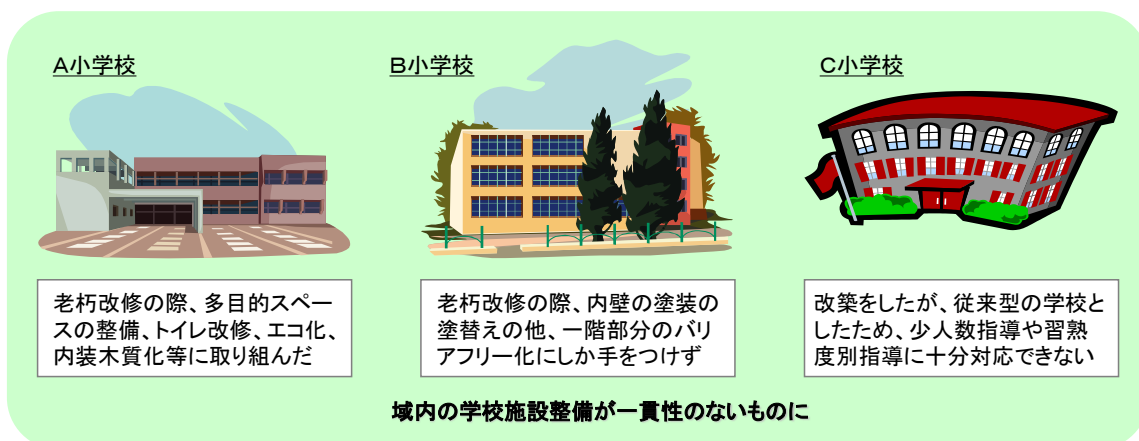


図3 域内の学校施設全体の中長期的な整備方針なしに施設整備を行った場合に生じる状況の例



(2) 域内の学校施設全体の整備方針を策定することによるメリット

- 学校施設整備の必要性、教育上・安全上の効果等を整備方針という形で「見える化」することは、計画的に予算を確保し、整備を実施する上で有効である。
- また、児童生徒数の中長期的な動態を踏まえて施設整備の方針を立てることにより、真に必要となる施設を合理的な理由に基づいて早い時期に整備することができるほか、短期的な視点に基づいて整備を行うことに起因する不要な施設の整備を防ぐことができる。
- さらに、域内全体で整備方針を策定し、計画的な整備を行うことにより、将来の教育内容・方法を見越した機能水準が向上し、学習環境の高度化・多機能化を図ることができるほか、以下のようなメリットもある。
  - － 域内で施設や機材の相互利用・共同利用を進めることで、個別施設ごとの対応では困難な学習環境の高度化を図ることができる。例えば、小規模校が多い地域で個々の学校に高度な機能を備えることが困難な場合には、域内の学校に機能を分散し、共同利用することで学習環境の高度化を図ることができる。
  - － 域内で、体育施設や文化施設、図書館等の学校以外の文教施設との連携・施設の複合化を進めることで、学校だけでは対応が困難な学習環境の高度化、多機能化を図ることができる。

## 第2章 学校施設整備基本構想の在り方

### 1. 学校施設整備基本構想の位置づけ

#### (1) 学校施設整備基本構想の定義

- 本報告書は、各地方公共団体が域内の学校施設全体の中長期的な整備方針を示した「学校施設整備基本構想」（以下単に「基本構想」という。）について検討する際に資する基本的な考え方や留意点等を整理したものである。
- 基本構想は、個々の学校施設整備に関するものではなく、域内全体の学校施設の整備に係る構想であり、基本構想を踏まえて個々の学校施設の整備を行っていくものである。
- 基本構想は、域内の学校施設全体を計画的に整備していく上で、次のとおり位置づけられる。
  - ①各地方公共団体の教育ビジョンや学校施設が備えるべき機能等
    - ②学校施設の目指すべき姿（後述）
      - ③学校施設整備基本構想
      - ④個々の学校の整備

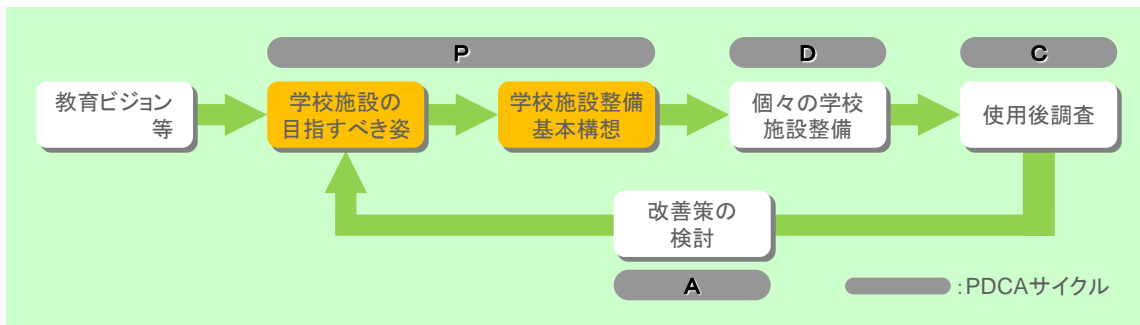


図4 学校施設整備基本構想の位置づけ

- 基本構想を検討するに当たっては、まず、各地方公共団体が目指す教育を実現するとともに学校施設としての基本的な条件を備えた、中長期的に目指すべき理想的な学校施設像を「学校施設の目指すべき姿」（以下単に「目指すべき姿」という。）として示すことが重要である。  
(目指すべき姿に記載する事項のイメージ)

- ・習熟度別指導や少人数指導などのきめ細かい個に応じた指導を充実させるための空間
  - ・安全で安心な学校施設
  - ・学習能率の向上に資する快適な学習環境
  - ・環境に配慮した学校施設
- その上で、域内の学校施設全体について、目指すべき姿を基に現状把握を行い、目指すべき姿の実現に向けて効率的・計画的に整備するための中長期的な方針として基本構想を策定することとなる。
- (基本構想に記載する事項のイメージ)
- ・少人数指導室を整備する。
  - ・転落の恐れのある窓に手すりを設置する。
  - ・老朽化したトイレについて、改修を行う。
  - ・建物の断熱化を行う。
- その後、基本構想に従って、複数年にわたる具体的な整備スケジュールを示した年次計画を策定、年次計画に従って個々の学校の整備計画を策定、個々の学校の整備計画に従って実際の学校施設整備を行うことになる。
- (年次計画に記載する事項のイメージ)
- ・平成 25 年度 ○○小学校、□□中学校の改修を行う。
  - ・平成 26 年度 ××小学校の増築、▽▽中学校の改修を行う。
  - ・ . . . .
  - ・平成 30 年度 △△小学校の改修を行う。
- その際、全ての学校を目指すべき姿に合わせて画一的な整備を行う必要はなく、目指すべき姿を踏まえつつ、個々の学校で特色をもたせた学校施設の計画・整備を行っていくことも必要である。
- 学校施設の使用開始後に、設計意図どおり使用されているかどうかや課題について教職員や児童生徒、保護者等に対するアンケート等により使用後調査を実施し、その結果を目指すべき姿等の見直しを行う際に取り入れるなど、中長期的な PDCA サイクルに基づいた効果的、効率的な整備を行っていくことが重要である。
- なお、学校施設整備基本構想を検討するに当たって、地域の実情に応じ、他の公共施設の整備等と一体的に検討することも、域内の公共施設全体の整備を効果的

に進める上で有効である。

- また、この中長期的な PDCA サイクルに基づいて域内全体の学校施設を整備することと併せて、個々の学校についても、後述の学校施設の評価に基づいて定期的に点検・評価を行い、常にその環境の改善に努めることも重要である。

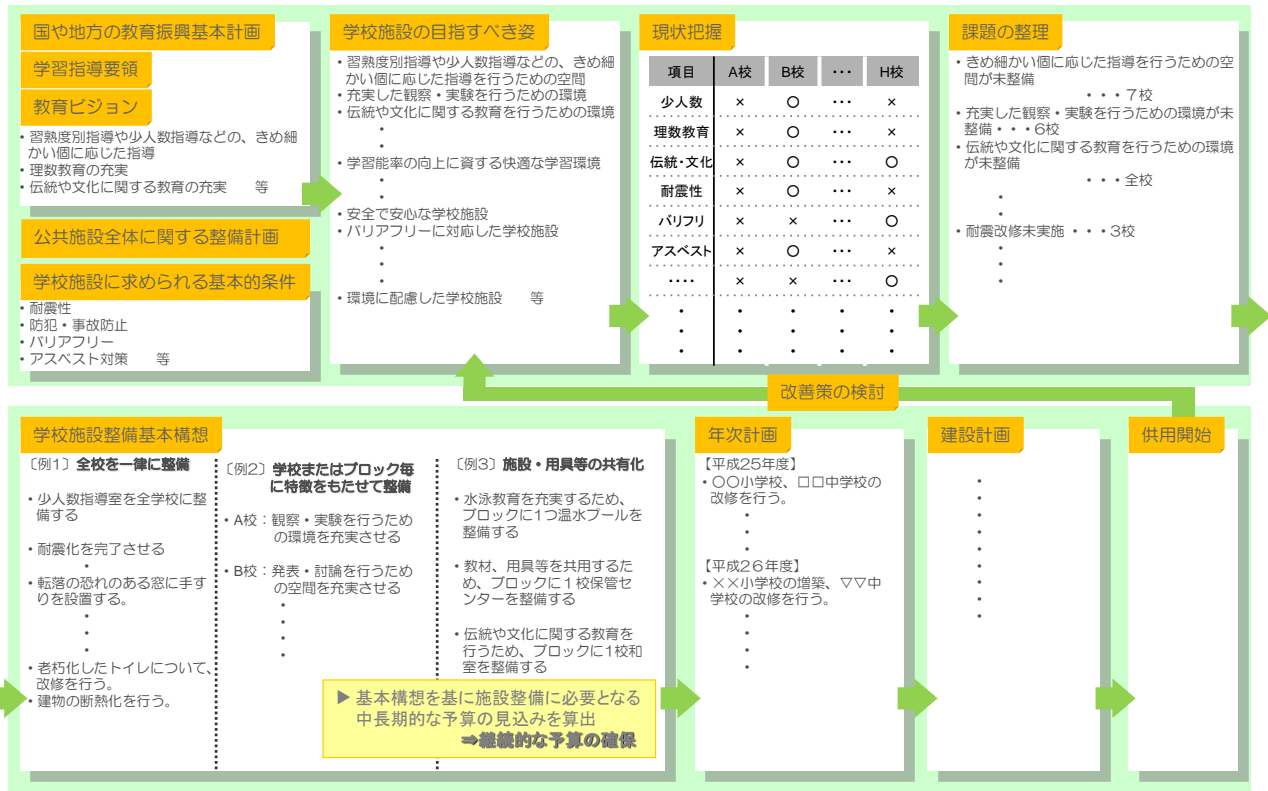


図5 学校施設整備基本構想の策定プロセス

## (2) 学校施設の評価との関係

- 文部科学省では、個々の学校施設を計画的・効率的に改善してゆくために、学校と設置者が連携協力しながら、学校施設の評価を行う際の考え方等について、「学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～」(最終報告)(以下「学校施設評価の報告書」という。)を平成21年3月に取りまとめている。
- 現状を点検・評価して改善へつなげてゆくという学校施設の評価の考え方は、目指すべき姿に基づき点検・評価を行い、基本構想という域内全体の整備方針を策定した上で改善へつなげるという本報告書の考え方と共通しているため、後述の

通り、基本構想策定のプロセスにおいて学校施設の評価のプロセスを活用することが考えられる。

### (3) 「学校施設の老朽化対策について」との関係

- 文部科学省では、老朽化した学校施設が増加してきており、その整備が喫緊の課題となっている状況を受け、老朽化対策の基本的な考え方や推進方策等について検討を行い、「学校施設の老朽化対策について」を取りまとめている。
- 当該報告書は2部構成となっており、第1部の学校施設老朽化対策ビジョン（以下「老朽化対策ビジョン」という。）では、主として公立小中学校施設について、教育環境の質的向上や安全・安心の確保、財政的な視点を中心に国と地方公共団体が行うべき方策を示し、第2部では先進的な取組を紹介している。
- 国・地方の厳しい財政状況の下、域内の学校施設全体の計画的な整備を行っていく上では、これまで改築を行っていたものを、老朽化した学校施設を再生整備し活用する視点が重要であることから、当該とりまとめを活用することが考えられる。（参考1（p.52）参照）

### (4) 学校施設整備指針との関係

- 文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、学校施設の計画・設計における留意事項を示した「学校施設整備指針」を作成している。
- 本報告書は、前述したとおり、各地方公共団体が域内の学校施設全体に関する整備方針を策定する際に参考となる基本的な考え方等を取りまとめたものであるのに対し、「学校施設整備指針」は個々の学校施設の計画・設計を行う際に参考となる留意事項を取りまとめたものである。

## 2. 学校施設整備基本構想の検討体制

- 背景で述べたとおり、学校施設は、単に教育を行う場としての機能だけでなく、様々な機能を担っている。また、その利用者も、児童生徒、教職員のほか、保護者、地域住民など多岐にわたっている。

- このため、基本構想の検討に当たっては、以下の通り幅広い関係者の参画が重要である。その際、幅広い関係者から構成される検討委員会を設置することが考えられる。(図6、参考2(p.53)参照)
- また、既に学校施設の評価に取り組んでいる場合には、域内の学校施設全体の実態を把握し、課題を整理する際に、既にある学校施設の評価の体制を活用することが考えられる。

#### (1) 関係部局等との連携

- 目指すべき姿や基本構想の策定には、各地方公共団体における教育面の施策が密接に関係してくる。そのため、検討に当たっては、教育委員会の施設整備担当課だけでなく、学校教育担当課や社会教育担当課、さらには教育委員等と連携しながら進めることが重要である。
- また、教育委員会の内部の部署に留まらず、首長部局の関係部局(財政状況を踏まえた現実的な検討を行う観点から財政部局、「地域とともにある学校づくり」の観点から地域政策部局、まちづくり部局、建設部局など)とも適宜連携しながら進めていくことが重要である。
- そのほか、応急避難場所としての学校施設に求める施設設備等を検討するに当たっては、防災部局と連携することも考えられる。

#### (2) 専門家等の参画

- 学校建築の専門家や学校教育の専門家等の外部有識者の協力を得ることも有効である。

#### (3) コーディネータ的な人材の参画

- 目指すべき姿や基本構想の策定に当たっては、ソフト面の目標や課題に対応したハード面の施策を提案できるコーディネータ的な人材を体制に含めることも有効である。
- コーディネータ的な人材は、教育委員会等においてソフト面とハード面の両面の業務に携わった経験のある職員や地域が抱える課題をそこに住む人が解決する

ための取組であるコミュニティデザインを主導する専門家等においてもその役割が期待できる。

- こういった人材を個々の学校の具体的な整備計画の段階だけではなく、目指すべき姿や基本構想の検討体制に含めることにより、限られたスペース、予算の中でどういった施設整備が可能であるかなどについて適切に提案がなされることが考えられる。

#### (4) 教職員、保護者、地域住民等の視点の導入

- 目指すべき姿や基本構想の検討に当たっては、学校現場の当事者である校長等の教職員を体制に含めることが望ましい。その際、事務職員が検討体制に加わり、教職員等から収集した要望等を教育委員会に伝えるといった仕組みも有効である。
- 保護者や地域住民、児童生徒等の施設利用者の声を、各代表者の参画やアンケート調査、ワークショップ等の実施等により把握し、目指すべき姿や基本構想に取り入れることも有効である。また、保護者や地域住民が学校運営に参画し、地域と一体となって子どもたちを育む「学校運営協議会」等の組織を積極的に活用していくことも有効である。これにより、地域等に理解されやすい目指すべき姿や基本構想になるとともに、利用者に満足度の高い学校施設整備につながると考えられる。

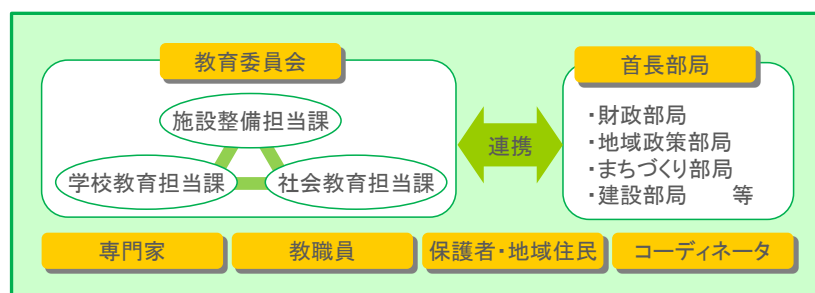


図6 学校施設整備基本構想の検討体制の例

- その際、教職員等は学校施設に関する専門的な知識をもっていないこともあるため、教育委員会の施設担当やコーディネータなどが学校施設の機能や役割につい

て教職員等に対して十分に説明を行い、学校施設の重要性を認識してもらうことにより、アンケート等の実効性を高めることができると考えられる。

### 3. 学校施設整備基本構想策定後の公表の重要性

- 目指すべき姿や基本構想については、積極的に公表し、地域住民等に説明責任を果たしていくことが重要である。また、校長等の教職員にも目指すべき学校施設像を明確に示し、情報共有を図ることが重要である。
- 目指すべき姿や基本構想において示した施設整備が財政状況等により困難になった場合等の地域住民等への説明責任を懸念し、公表に消極的になるといった声もあるが、目指すべき姿や基本構想を社会状況等に応じて、あるいは、定期的に見直すなどの規定を予め計画に盛り込むことで対応するなどの工夫が考えられる。
- 目指すべき姿や基本構想の見直しを行った際には、その改善点を公表し、情報共有を図っていくことが重要である。また、必要に応じて、その内容について説明を行っていくことも重要である。
- 公表の方法については、保護者や地域住民等を対象とした説明会の開催や、地方公共団体のホームページ、地域の広報誌の活用等、幅広く周知されるよう配慮することが重要である。

### 4. 学校施設整備基本構想の計画期間、見直し

#### (1) 学校施設整備基本構想の計画期間

- 目指すべき姿や基本構想の計画期間については、その基本となる国や地方公共団体の教育振興基本計画や教育ビジョンの計画期間などに基づき決定されるものである。

#### (2) 学校施設整備基本構想の見直し

- 目指すべき姿や基本構想は、国や地方公共団体の教育振興基本計画や教育ビジョン、教育課程等の見直しのほか、社会状況の変化等に対応して見直しを行うことが重要である。



- また、施設整備後の施設評価や施設利用者の声などを踏まえて、目指すべき姿や基本構想の継続的な見直しを行うことも重要である。

### 第3章 学校施設整備基本構想の策定

#### 1. 学校施設の目指すべき姿の検討

##### (1) 学校施設の目指すべき姿の検討の考え方

- 目指すべき姿は、各地方公共団体が目指す教育を実現するための、中長期的に目指すべき学校施設像である。
- 目指すべき姿を検討するに当たっては、国や地方の教育振興基本計画や学習指導要領のほか、各地方公共団体の教育ビジョンなどに掲げられた施策を基本として、それらを実現するために学校施設としてどのような機能が必要となるかを検討することが重要である。
- また、以下の例のように、施設に触発されて新しい教育内容・方法への取組が促進されるという視点を踏まえて目指すべき姿を設定することも考えられる。
  - － 教室と一体的に多目的スペースを整備することにより、例えば、習熟度別学習やチーム・ティーチングなど多様な学習集団・学習形態への取組を促す。
  - － 図書室を校舎の中心で各教室からアプローチしやすい場所に配置したり、コンピュータ室と一体的に整備したりすることにより、各教科の授業での調べ学習や実験・観察のまとめなどに積極的に活用できるようになり、子どもたちの自主的・自発的な学習を促す。
  - － 十分な大きさをもつ階段状の空間を校舎内に整備することにより、学習成果等の発表や討論などの教育活動の場として授業で活用することを促す。
  - － 環境に配慮した学校施設を整備することにより、環境教育の教材として学校施設を活用することを促す。
  - － 各教室にPCやプロジェクタ等を整備し、ICT機器をいつでも利用しやすい環境を整えることにより、ICTを活用した授業への取組を促す。
- その際、学校施設の整備は各地方公共団体の教育行政のソフト面の施策と連携しながら進めることが不可欠であることから、計画はハード面の計画のみで構成するのではなく、連携するソフト面の施策と関連づけて記述することが重要である。
- また、目指すべき姿には、ソフト面の施策に対応した目指すべき姿だけでなく、耐震化、老朽化対策やバリアフリー化など学校施設として備えておくべき基本的な条件に関する目指すべき姿についても盛り込むなど、質の高い教育を実現する

ためには、各地方公共団体が理想とする学校施設像を総合的に示すことが重要である。

- その際、学校施設評価の報告書において示した 5 分野（安全性、快適性、学習活動への適応性、環境への適応性、経済性）を参考として総合的な観点から目指すべき姿を設定することが考えられる。（参考 3（p.54）参照）
- そのほか、学校施設を含めた公共施設全体に関する整備計画を定めている場合には、当該計画を踏まえて目指すべき姿を検討することが重要である。

## (2) 学校施設の目指すべき姿の検討への学校施設評価の活用

- 前述の学校施設の評価に取り組んでいる場合には、学校施設の現状及び課題、整備の好事例等を総合的に把握し、評価していることから、目指すべき姿を検討する際の参考になるものと考えられる。

## (3) 学校施設の目指すべき姿に掲げる項目等の例

- 各地方公共団体において目指すべき姿を検討する際の参考となるよう、目指すべき姿に掲げることが考えられる学校施設像の項目の例として、学校施設評価の報告書における分類を基に整理したものを参考 4（p.55）に示す。あわせて、各項目に対応した施設整備の事例を示す。
- なお、これらの項目例及び整備事例はあくまでも参考例として示したものであり、ここに掲げられたもの以外の項目及び整備についても各地方公共団体の実情等に応じて定めうるものである。
- また、目指すべき姿を検討するに当たっては、これまで文部科学省において取りまとめた参考 5（p.75）のような報告書等が参考となる。

## 2. 学校施設の目指すべき姿に基づく現状把握

- 目指すべき姿において示した学校施設の姿を実現するための基本構想を検討するに当たっては、まず、現状の学校施設と当該目指すべき姿とを照らし合わせて、施設の実態を把握することが重要である。
- 実態を把握するに当たっては、学校施設評価の報告書が参考となる。

### 3. 学校施設整備基本構想策定の考え方

- 上記 2.の現状把握により浮かび上がってきた域内の学校施設における課題の全体像を整理することにより、域内の学校施設全体の中長期的な整備方針である学校施設整備基本構想をまとめることとなる。
- その際、浮かび上がった課題を単に列記するだけでなく、以下の点も考慮しながら整理し、基本構想としてまとめ上げることが重要である。
  - － 課題の解決に当たり、施設整備（改築、改修等）を伴うものと、学校運営の工夫（余裕教室や近隣公共施設の活用等）により対応できるものとの整理することが重要である。
  - － 施設整備を伴う場合、老朽化の進展度合いや目標耐用年数、ライフサイクルコスト等を踏まえ、これまで改築していたものを長寿命化のための改修により既存施設を引き続き利用できないか検討することが重要である。その際、前述の学校施設老朽化対策ビジョンを活用することが考えられる。
  - － 今後の児童生徒数の中長期的な増減等を見据えた学校施設の適正規模・適正配置の在り方を踏まえて検討を行うことが重要である。
  - － また、公民館や図書館など他の公共施設との連携、複合化等について検討することも考えられる。
  - － 域内の学校を一律に整備するだけではなく、域内におけるブロック地域単位の視点を導入することにより、例えば以下のように、個別施設ごとの対応では困難な学習環境の高度化や地域性への配慮を図ることも考えられる。

#### 〔施設の拠点化〕

- ブロック内のほかの学校と共同利用したりするなど、施設を拠点化する。
- ・ 小中学校が近接している地域において、1つの学校に、落ち着きを取り戻すための小空間など通級による指導のための関係諸室を充実させる。
  - ・ 充実した発表会などの場を確保するため、通常の教育活動に必要な音楽室等は各学校に整備しつつ、合唱コンクールや発表会等に利用できる充実した音楽ホールをブロック内の1つの学校に拠点的に整備する。

#### 〔地域の独自性に配慮した整備〕

域内の学校を一律に整備するだけでなく、域内をブロックに分けて、特色ある教育環境を取り入れるエリアを定めたり、地域の文化に配慮したりするなど、各ブロックに独自性をもたせた整備を行う。

#### 4. 年次計画に落とし込む際の考え方

- 基本構想を計画的に実行していくため、基本構想に掲げられたそれぞれの施策にあらかじめ優先順位をつけておくことが重要である。
- 具体的な整備を行うに当たっては、基本構想を基に、各施策の優先順位や財政状況など各地方公共団体の実情を踏まえて施設整備年次計画を策定し、個々の学校施設整備を実行することとなる。

#### 5. 学校施設整備基本構想の有効性

- 基本構想を以上のように、運営上の工夫や長寿命化の可能性、児童生徒数の中長期的な動態、他の公共施設との連携・複合化の可能性、ブロック化等、多角的な観点から整理・検討し、作成することにより、基本構想は客観性と説得力のある洗練された計画となり、中長期的な予算の確保や住民からの理解取得等において極めて有効であると考えられる。

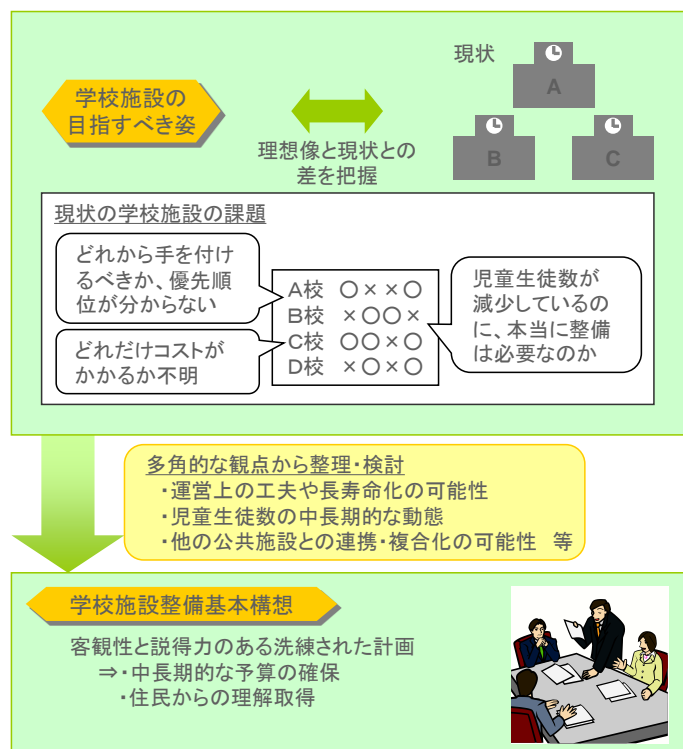
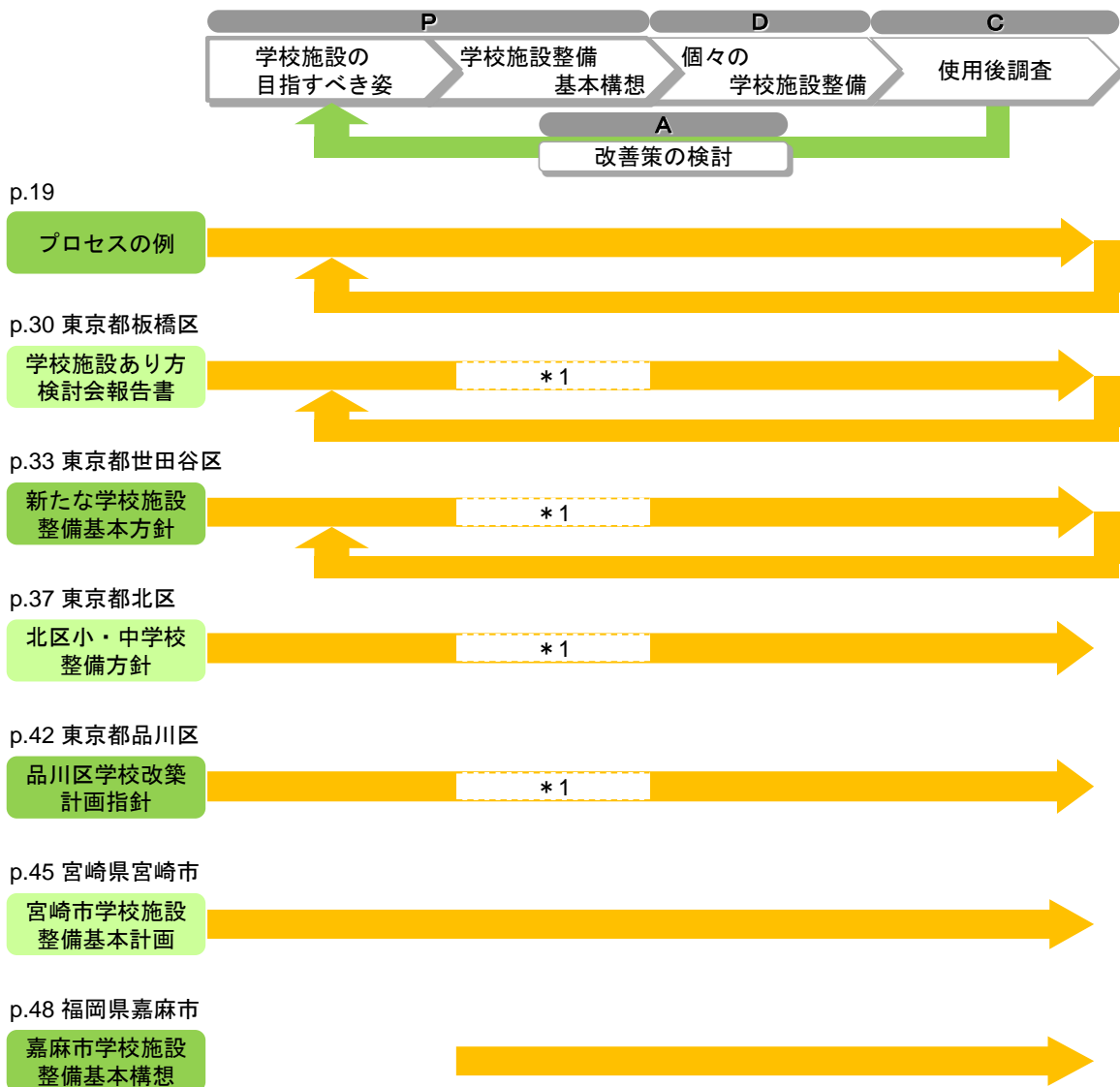


図7 学校施設整備基本構想の有効性

## 第4章 基本構想策定・活用プロセスの事例紹介

- 本章では、実際に学校施設整備基本構想を策定しようとする際に参考となるよう、基本構想策定・活用プロセスの例を示すとともに、地方公共団体で既に先駆的に取り組んでいる類似した計画について、6つの取組を取り上げ、その概要や策定・活用プロセス等を紹介する。
- 本報告書で示した基本構想等を策定する際の各プロセスと、地方公共団体が計画を策定するに当たって実際に経たプロセスとの対応を以下に示す。

本報告書において示したプロセスとの対応



\*1: 具現化のプロセスは踏んでいるが、現状把握をしていないため、空白としている。